

## 軽自動車税の税率改正について

地方税法の改正により平成27年度から、軽自動車税の税率が引き上げられます。三輪および四輪以上の軽自動車について、平成27年4月1日以降に最初(新車)の新規検査を受けた車両から適用されます。

また、平成28年度より、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車については、税率のおおむね20%の重課(経年重課)が適用されます。

※「最初の新規検査」については、車検証の「初度検査年月」欄に記載



### ■三輪および四輪以上の軽自動車税

車種区分	平成26年度まで	平成27年度以降		平成28年度以降		
		①平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両	②平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	③最初の新規検査から13年を経過した車両(経年重課)		
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,100円	3,900円	4,600円	

問い合わせ 資産税課 ☎51・2210

- 平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両は、最初の新規検査から13年を経過するまでは①の税率のままです
- 平成27年4月1日に最初の新規検査を受けた車両は、平成27年度から②の税率となります(平成27年4月2日以降に最初の新規検査を受けた車両は、平成28年度からの課税となり、最初の新規検査から13年を経過するまでは②の税率となります)
- 平成14年12月までに最初の新規検査を受けた車両は、平成28年度から③の税率となります(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、並びに被けん引自動車を除きます)

### ■南稜地区市民館の部屋使用予約

使用月	予約開始日時	申し込み	
①4月5日(日)~30日(木) ②5月1日(金)~31日(日)	①3月2日(月) ②4月1日(水)	午前9時	生涯学習課(東館11階)で行う抽選会に参加
		抽選会終了後~	直接、生涯学習課
		午後1時~	生涯学習課 ☎51・2850 ※仮予約

※開館後は、南稜地区市民館にて受け付けします

豊橋市大清水まなび交流館(南稜地区市民館)の部屋使用の予約を左表のいずれかの方法で申込受付します。

※抽選会終了後の受け付けは先着順となります。詳細は、ホームページ(<http://www.city.toyohashi.jp/17157.htm>)をご覧ください。生涯学習課までお問い合わせください。

問い合わせ 生涯学習課 ☎51・2850

## 豊橋市大清水まなび交流館(南稜地区市民館) 部屋使用の予約受付を開始します

### ■部屋別料金など

区分	面積など	時間			
		午前9時~正午	午後1時~4時	午後5時~9時	午前9時~午後9時(終日)
第1和室	各20畳	各650円		各910円	各2,210円
第2和室					
工作実習室	各80㎡	各390円		各520円	各1,300円
料理実習室					
第1会議室	49.28㎡	各780円		各1,040円	各2,600円
第2会議室	20㎡				
第3会議室	41.25㎡				
第4会議室	33㎡				
第1多目的室	70㎡	各780円		各1,040円	各2,600円
第2多目的室	80㎡				

ご意見  
募集します  
パブリックコメント  
(市民意見提出制度)

## 豊橋市まちなか図書館(仮称)整備基本計画(素案)に対するみなさんの意見を募集します

豊橋市まちなか図書館(仮称)整備基本計画(素案)は、駅前大通二丁目に予定している「まちなか図書館(仮称)」の整備についてその基本的な考え方を示すものです。

**募集期間** 2月17日(火)～3月18日(水) **閲覧**

**場所** まちなか活性化課、市役所じょうほうひろば(東館1階)、カリオンビル、各窓口センター、各地区市民館、中央図書館、配本センター(市民文化会館)、こども未来館(こども未来館)とよはし芸術劇場「プラット」、パブリックコメントホームページ( <http://www.toyohashi.lg.jp/6490.htm> )

**その他** いただいた意見や、それに対する市の考え方は、市のホームページなどで後日公表します。個々の意見に直接回答することはありません **意見提出** 期間内に意見、住所、氏名(法人・団体の場合は所在地名称、代表者氏名)、連絡先(電話番号やEメールアドレス)を、まちなか活性化課(〒440-0897 松葉町二丁目10番55・8100 [machinaka@city.toyohashi.lg.jp](mailto:machinaka@city.toyohashi.lg.jp)) ※様式は自由ですが、Eメールの場合はテキスト形式で提出してください

〈豊橋市まちなか図書館(仮称)整備基本計画(素案)説明会〉

**とき／ところ** 2月25日(水)・26日(木)午後7時～9時 / 市役所121会議室(東館12階)、

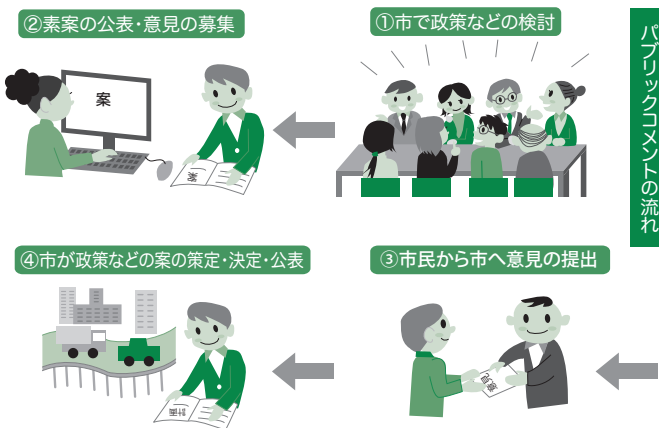
3月7日(土)午前10時～正午、午後1時30分～3時30分 / 中央図書館(羽根井町) **対象** 高校生以上 **内容** 「まちなか図書館(仮称)」に関する整備基本計画の素案についての説明会 **申し込み** 不要

### ■出前説明会

説明を希望する団体には市の職員が出向きます(日時・場所は応相談)。詳しくはお問い合わせください。

**■共通事項問い合わせ** まちなか活性化課(☎55・8100 [machinaka@city.toyohashi.lg.jp](mailto:machinaka@city.toyohashi.lg.jp))

### パブリックコメントの流れ



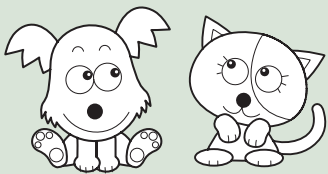
## 犬・猫の家族さがし登録会を行います

問い合わせ 生活衛生課(☎39・9127)

**とき** 3月14日(土)午後1時30分～3時(受け付けは午後1時から)

**ところ** 保健所・保健センター(中野町字中原「ほいっぷ」内) **対象**

野町字中原「ほいっぷ」内) **対象** ペットの飼育が可能な住居にお住まいの方 **内容** 犬・猫の飼い方などの説明をした後、保健所で保護した犬・猫の家族になる登録をします。登録者の希望にあった犬・猫が保護された場合に随時、連絡します **その他** 登録には条件があります。詳細は、お問い合わせいただくか、ホームページ( <http://www.city.toyohashi.lg.jp/6418.htm> ) をご覧ください ※希望にあつた犬・猫がいる場合は、登録会終了後お見せしますが、当日に犬・猫を譲渡することはありません



### 保健所からお願い

#### ■猫は落し物ではありません

市では、猫は室内だけで飼うようをお願いしていますが、屋外と自由に歩き来できるように飼っている人も見られます。首輪をつけた猫が寄ってきたりも拾わないでください。このような猫には飼い主がいます。猫が落し物として持ち込まれ、飼い主がいつまでも現れないと処分しなければならぬ場合もあります。

#### ■猫の所有者明示をしましょう

猫は、完全室内飼いをしてもらいたいのですが、万が一逃げ出した時や災害時の行方不明防止のために首輪をつけて所有者明示をしましょう。首輪をつけていない猫は「飼い主のいない猫」とみなされてしまうことがあります。首輪をつけて、迷子札や、直接連絡先を記入してください。マイクログリップを装着すると更に安心です。